

令和5年度

第4回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

【資料1】

中山間地域等直接支払交付金 秋田県 最終評価について

中山間地域等直接支払交付金 第5期対策における最終評価（案）

令和6年2月

秋田県農林水産部農山村振興課

目次

1. 制度の概要	—————	P.1
2. 最終評価のながれ（国資料の転載）	—————	P.2
3. 制度要件の達成状況（フォローアップの対象協定）	—	P.3
4. 制度要件の達成状況（フォローアップ結果）	—————	P. 4 - P. 5
5. アンケート結果及び所見	—————	P. 6 - P.11
6. これまでの取組事例	—————	P.12 - P.14
7. 取組全体の所見及び対応方針	—————	P.15 - P.16

1. 制度の概要

本制度は、農業生産条件の不利な中山間地域等において農業生産活動を継続するため、集落等の単位で農用地を維持管理する協定を締結し、それによって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みである。

(1)対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、棚田地域振興法等によって指定された地域及び知事が指定する地域。

(2)対象農用地

- ①急傾斜地（田 1/20以上、畑等15° 以上）
- ②緩傾斜地（田 1/100以上、畑等8° 以上）
- ③小区画・不整形な田
- ④高齢化率40%以上、かつ耕作放棄地率が田8%、畑15%以上の集落に存する農用地

(3)対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

(4)交付金の使途

協定参加者の合意に基づき、地域の実情に応じた農業生産に関わる活用が可能となっている。
また個人配分が可能な制度となっている。

(5)交付単価（上限）

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,500
草地	急傾斜（15° 以上）	10,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,000
採草放牧地	急傾斜（15° 以上）	1,000
	緩傾斜（8° 以上）	300

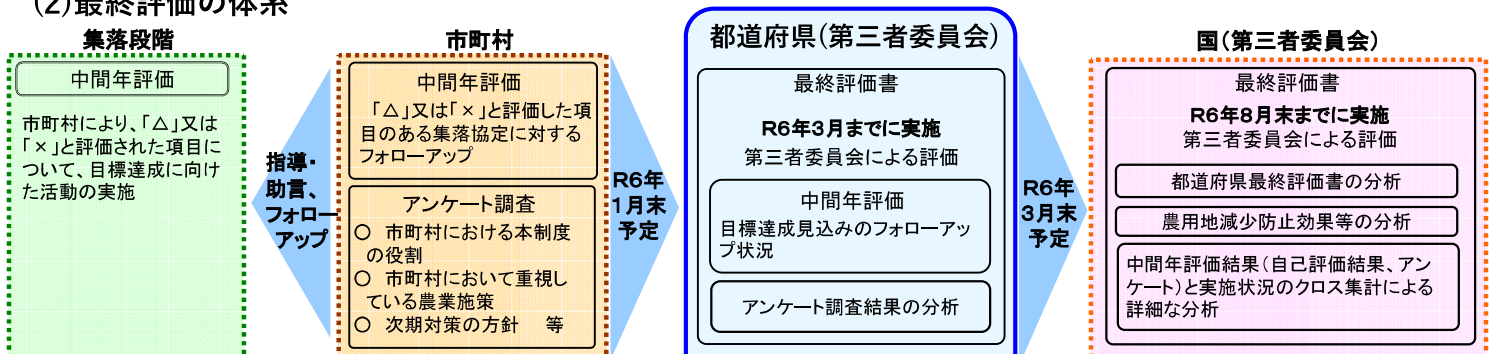
- 1 -

2. 最終評価のながれ（国資料の転載）

(1)目的

中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町村がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

(2)最終評価の体系



(3)評価スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国による評価の進め方		・中間年評価の手法・内容の検討	・市町村による協定の評価 ・アンケート調査 ・事例収集 ・統計データによる効果分析 ・各結果の分析	・最終評価の手法・内容の検討	・最終評価の実施 ・結果の分析 ・次期対策の検討
第三者委員会	7月	11月 3月	10月 3月	6月 8月 12月	6月(予定) 8月(予定)

- 2 -

3. 制度要件の達成状況（フォローアップの対象協定）

第5期対策に取り組むにあたって、令和2年度に各協定が期の5年間で実施する”取り組むべき事項”や”取り組み目標”を定めており、最終年までに計画に基づいた活動が実施されているか、市町村が確認し、達成状況を判断する仕組みとなっている。
 令和4年度に実施した中間年評価において、市町村が各協定を評価した結果が以下のとおりとなっており「達成に不安がある（△）」及び「達成が困難（×）」と判断した協定に対して、フォローアップ（重点的指導）を実施。

中間年評価（令和4年度実施）の結果

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	163	316	1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	165	314	1	
b 水路・農道等の管理	168	312		
c 多面的機能を増進する活動	167	312	1	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	176	174	87	
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	110	143	184	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		1		
c 急傾斜農地保全管理加算		1		
d 集落協定広域化加算				
e 集落機能強化加算	1			
f 生産性向上加算	4	2		

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	1	3		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1	3		
b 水路・農道等の管理	1	3		
c 多面的機能を増進する活動	1	3		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1			
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				

フォローアップの実施

4. 制度要件の達成状況（フォローアップ結果）

【所見】

フォローアップの結果、全て『①改善済み』若しくは『②改善の見込みあり』となったため、制度要件の達成は見込まれる。詳細は以下の図表のとおり。

(1) 必須事項

ア 集落マスタープランに係る活動

集落の目指すべき将来像を実現するための全体的な活動方策として、『担い手への農地集積』や『機械の共同化』、『共同で支え合うための体制整備』などの中から選択し、具体的な活動計画を記載して実施。

中間年評価における市町村の評価結果	最終評価における改善状況			
	①改善済み	②改善の見込みあり	③改善の見込みなし	
			交付停止	交付金返還
			(予定を含む)	
△と評価した協定数	1	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0
合計	1	0	0	0

イ 農業生産活動等として取り組むべき事項

集落が持続的に農業に取り組むための活動として、『担い手への農地集積』や『農業機械の共同化』、『共同で支え合うための体制整備』などの中から選択し、具体的な活動計画を記載して実施。

中間年評価における市町村の評価結果	最終評価における改善状況				
	①改善済み	②改善の見込みあり	③改善の見込みなし		
			交付停止	交付金返還	
			(予定を含む)		
(1)耕作放棄の防止等の活動					
△と評価した協定数	1	1	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0
(2)水路・農道等の管理					
△と評価した協定数	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0
(3)多面的機能を増進する活動					
△と評価した協定数	1	1	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0

(2) 選択的必須事項

ア 集落戦略の作成状況

集落の話し合いに基づき、現状を踏まえた10年後の将来像を描き、具体的な対策や検討事項をとりまとめた『集落戦略』を作成する。

集落戦略の作成にあたっては、農業者の年齢階層別や後継者の確保状況が把握できる図面を活用し、合意形成を図る。

(1) 集落戦略の作成状況

中間年評価における市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込みあり	③改善の見込みなし	交付金返還	
					交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
△と評価した協定数	87	73	14	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	87	73	14	0	0	0

『②改善の見込みあり』の見込み時期内訳

令和6年2月末 … 3集落協定
令和6年3月末 … 5集落協定
令和6年6月末 … 6集落協定

(2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況

中間年評価における市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込みあり	③改善の見込みなし	交付金返還	
					交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
△と評価した協定数	184	94	90	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	184	94	90	0	0	0

『②改善の見込みあり』の見込み時期内訳

令和6年2月末 … 11集落協定
令和6年3月末 … 58集落協定
令和6年6月末 … 21集落協定

- 5 -

5. アンケート結果及び所見

市町村が重点を置いて実施する中山間地域の農業・農村振興対策や次期対策に向けての市町村の考え方に関するアンケート調査を実施し、回答を以下のとおり整理する。

【設問1】

今後さらに人口減少・高齢化が進行することが予想される状況下で、現在と10年後に重点を置いて実施する必要があると考える農業・農村振興対策は何か。

回答の方法：18の支援のうち、重点を置く施策を1位から5位まで選択し、現在と10年後のそれぞれに回答。
回答の整理：18の支援を対象別に5つの項目に集約し整理。

支援の選択肢がアからツまでである中で、重点を置く5つだけを回答するため、選択しない支援を「不要」と判断したものではない。

このため、回答の傾向を把握したうえで所見を示す。

項目	順位	①現在(市町村数)					②10年後(市町村数)				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア 農業の担い手を確保するための支援		20	1				16	3	1		
イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援		1	13	2	1	1	1	10	1	2	
ウ サービス事業者のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援		1	2	1	2		2	2		2	
エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援			5	7	4			4	5	2	
オ 農業基盤整備への支援		1	1	3		1	1		2	1	
カ 畑地転換への支援					1	1					1
キ 鳥獣害対策に対する支援			1		6	1		1	2	4	1
ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援				2				1	1	1	
ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援				2	3	3		1	1	3	5
コ スマート農業実用化への支援					1	2		1	3	1	2
サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援											
シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援			2	2	2		1		2	2	1
ス 地域外からの定住者等を確保するための支援				1		3	1	1	1		3
セ 都市部の組織や市民との交流活動や地域情報を発信するための支援										1	
ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援				1	3	2			1	4	2
タ 地域での生活支援活動(高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等)に対する支援						2			1	1	
チ 集落協定の広域化や統合に対する支援						2					4
ツ その他											

ア・イ・ウ・ク・ケ → ①
エ・オ・カ・コ → ②
シ・チ → ③
ス・セ・ソ → ④
キ・サ・タ → ⑤

※ ツは回答無し

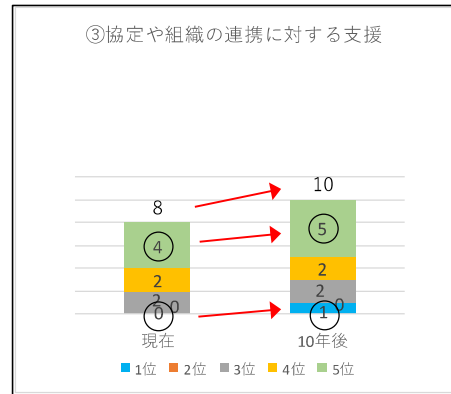
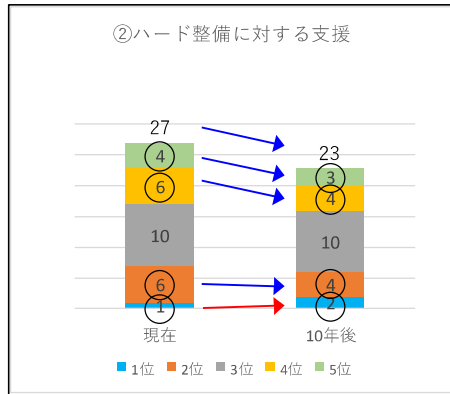
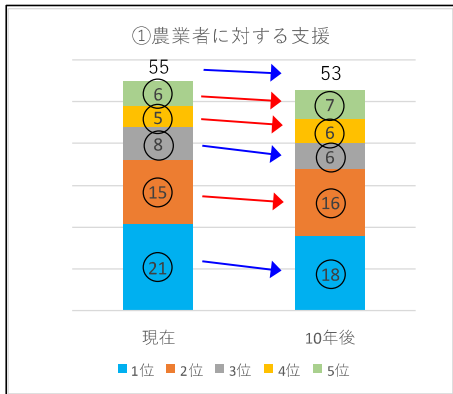
項目
①農業者に対する支援
②ハード整備に対する支援
③協定や組織の連携に対する支援
④定住や地域外交流に対する支援
⑤農村環境や環境配慮に対する支援

- 6 -

【設問1の回答一覧】

項目	現在（市町村数）					合計	10年後（市町村数）					合計
	順位						順位					
	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
①農業者に対する支援	21	15	8	5	6	55	18	16	6	6	7	53
②ハード整備に対する支援	1	6	10	6	4	27	2	4	10	4	3	23
③協定や組織の連携に対する支援	0	0	2	2	4	8	1	0	2	2	5	10
④定住や地域外交流に対する支援	0	0	2	3	5	10	1	1	2	5	5	14
⑤農村環境や環境配慮に対する支援	0	1	0	6	3	10	0	1	2	5	2	10

凡例	→	増加
	→	横ばい
	→	減少



【所見】

- ②から⑤の選択肢と比較して回答数が最も多いため、引き続き重要度の高い支援と考えている。
- 現在と10年後の比較で、1位と3位の減少分は重要度が低下する、若しくは他の支援の重要度が高まると判断したものと考ええる。

【所見】

- 10年後で回答数が4減少したことや順位別に見てもほぼ減少しているため、基盤整備や機械導入よりも、他の支援の重要度が高まると判断したものと考ええる。

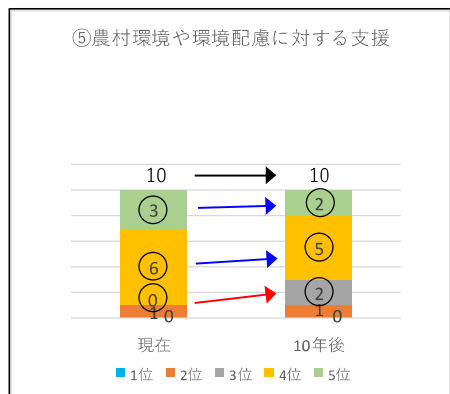
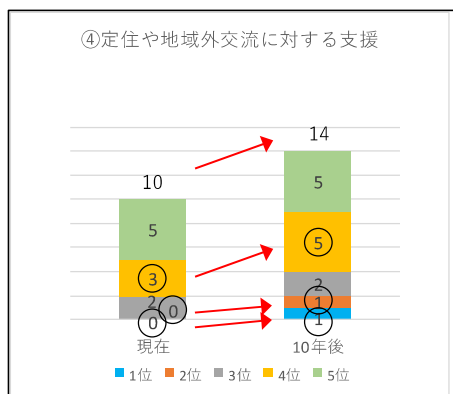
【所見】

- 10年後で回答数が2増加したため、組織の連携により人口減少による影響を補う必要があると判断したものと考ええる。
- 既存の組織が多々ある中で、その連携が重要と考えている市町村があると考慮される。

【設問1の回答一覧】

項目	現在（市町村数）					合計	10年後（市町村数）					合計
	順位						順位					
	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
①農業者に対する支援	21	15	8	5	6	55	18	16	6	6	7	53
②ハード整備に対する支援	1	6	10	6	4	27	2	4	10	4	3	23
③協定や組織の連携に対する支援	0	0	2	2	4	8	1	0	2	2	5	10
④定住や地域外交流に対する支援	0	0	2	3	5	10	1	1	2	5	5	14
⑤農村環境や環境配慮に対する支援	0	1	0	6	3	10	0	1	2	5	2	10

凡例	→	増加
	→	横ばい
	→	減少



【所見】

- 10年後で回答数が4増加したことから、③による支援と併せて地域外人材の確保が重要と判断したものと考ええる。
- 10年後に、1位、2位に位置づけた市町村が僅かに留まっているのは、一義的には①による支援が重要と位置づけているためと考慮される。

【所見】

- 現在と10年後を比較し、回答数は横ばいとなっている。
- 10年後の4位、5位が減少した一方で、3位が増加したのは、鳥獣害の悪化を懸念しているものと考ええる。

【設問 2】

今後さらに人口減少・高齢化が進行することが予想される状況下で、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することが困難になるほか、事務手続きが十分できない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むか。

①-1

市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか。

〔 前提条件：集落協定からの申請の有無は問わない。また、傾斜等の要件を満たしたもものとして判断する。 〕

	市町村数	所見
ア 耕地条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていききたい。	4	耕作を継続する農地を対象に、本制度で守りたいと考える市町村が多い。
イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい。	10	
ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていききたい。	2	
エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度によって守っていききたい。	6	

②-1

活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか。

	市町村数	所見
ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する。	4	協定の連携により活動を継続させたい市町村と、これまでどおり傾斜等の要件のみで判断する市町村と、二分されている。
イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する。	10	
ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する。	8	
エ 小さな協定は無い。	0	

②-2

集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか。

最小の協定農地面積			最小の参加農家数		
最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)	最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 1ha以上、2ha未満	11	6	ア 2戸	4	3
イ 2ha以上、5ha未満	6	4	イ 3～4戸	7	1
ウ 5ha以上、10ha未満	5	12	ウ 5～9戸	9	14
エ 10ha以上、15ha未満			エ 10～14戸	2	4
オ 15ha以上			オ 15戸以上		
所見	2ha未満でも継続できれば良いと考えている市町村がある一方で、理想としては最小規模が現在より大きくなった方が良いと考える市町村が多い。②-1の回答を勘案すると、協定の連携により理想の規模を確保する方向性が見える。				

③

全国的には8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか。

	市町村数	所見
ア 協定への事務支援を負担に感じていない。	7	3割の市町村は事務支援を「負担に感じない」としているが、6割を超える市町村は「困難なため軽減したい」としている。協定の枠を越えて事務の担い手を探さなければならない。
イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進し、事務負担を軽減したい。	6	
ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい。	4	
エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない。	4	
オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない。	1	

④

これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか。（複数回答）

	市町村数	所見
ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する。	6	協定同士の連携や、多面的活動組織、その他既存の組織との連携が必要と考える市町村が多い。 多面的機能支払も重複して取り組んでいる地域であれば合意形成しやすいが、重複して取り組んでいない場合は、既存の組織と連携できる部分を協議し出来ることから始める必要がある。
イ 集落協定の統合はせず、 複数の協定が連携 した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する。	15	
ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との 連携を推進 する。	10	
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する。	3	
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する。	1	
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する。	2	
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける。	0	
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る。	2	
ケ その他 （ 既存協定が地理的に近接しておらず協定の統合は困難だが、農業機械の共同利用を通じて連携できれば効率的な共同活動に寄与するものとする。 ）	1	

6. これまでの取組事例

大里集落協定（鹿角市）

農事組合法人を中心とした耕作及び維持管理を実施し、そば栽培と加工販売など6次産業化に取り組み「そばの里」として確立。



【大里集落内のそば畑】



【そば（乾麺）】



【法人主催の新そば祭り】

- 鹿角市八幡平地区の大里集落にある水稻主体の地域。
- 集落と法人が共同で耕作と維持管理に取り組むことにより地域コミュニティが活性化し、さらに遊休農地の発生防止につながっている。
- 協定参加者の法人は、そばの栽培・出荷だけでなく、そば粉や乾麺の加工販売など6次産業化にも取り組んでいる。新そばの時期にはイベントを開催し「そばの里」として確立している。

横倉集落協定（藤里町）

無居住集落の棚田の保全管理と農作物生産の継続。そして「棚田オーナー制度」を通じて関係人口の拡大に取り組む。



【横倉の棚田（全景）】



【セリの販売】



【棚田オーナー】

- 白神山地の麓に位置し棚田を有した集落。町中心部から最も遠く、時代を経て現在では無居住集落となっている。
- ワサビやセリの生産や遠方から通作し水稻作を継続するなど、集落の棚田に愛着を持った農業者により保全管理がなされている。
- 令和3年に国認定となった棚田地域振興活動計画に基づき、棚田の保全管理に取り組むほか、農作物の生産や「棚田オーナー制度」により、関係人口の拡大に取り組む。

中沢集落協定（三種町）

営農継続のため、水路・農道の補修・更新を協定参加者の自主施工により実施。自主施工で農業用施設や農地の保全管理に取り組むことによって意識が向上。



【施工前の水路状況】



【水路の更新作業】



【農道の舗装作業】

- 地域内の農道は、幅員が狭く勾配も急な箇所が多い。特に勾配が急な箇所は降雨により農道の碎石の流失等が発生しやすく、通行の支障となっていた。
- 自主施工により、農道のコンクリート舗装や土水路をコンクリート側溝へ更新。これにより、急勾配な農道でも安全な通作が可能となったほか、水路も安定した通水が可能となった。また自主施工に取り組むことによって、施設を後世へ守り継ぐことの意識醸成に繋がっている。

北々口集落協定（五城目町）

基礎的な活動を確実に実践し、遊休農地の発生防止や農地の保全管理を図る。



【草刈作業】



【耕起作業】



【総会】

- 町の北部に位置し、山地に囲まれた急傾斜地で主に水稻を作付けている地域。
- 協定参加者による水路・農道等の泥上げ、草刈り等を実施。また機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動の維持を図る体制を構築している。

ザラメキ集落協定（由利本荘市）

集落で農地の保全に取り組むとともに、寒暖の差を利用した食味の良い農産物の生産・販売で地域を活性化。



【リンドウ栽培】



【小学校農業体験】



【軽トラ市出店】

- 米の付加価値を高めるため、寒暖の差の利用と伝統的乾燥技法「ハサ掛け（天日干し）」の活用により、食味のよい米を生産し、「ザラメキの米」として地元直売所等で販売。
- 意欲ある農家がより高収益な作物を栽培する取組を開始。（リンドウの栽培面積48a（R1））
- 集落と地元小学校が連携して農業体験学習を実施しており、米作りへの理解・関心を醸成。

やしま集落協定（由利本荘市）

旧矢島町内における55協定を統合することにより、土地改良区に事務を一本化し事務負担を軽減するとともに生産基盤の整備と地域農業の維持・管理を実施。



【交付金の調整会議】



【草刈作業】



【農業体験学習】 - 13 -

- 旧矢島町内の55協定を1協定に統合し、土地改良区も協定に参加。地域に交付される交付金を土地改良区が一元的に管理し、災害時の復旧に本交付金を集中させるなど効果的に運用。
- 協定農用地では酒米や高収益作物のアスパラガス、リンドウを導入するなど所得向上に向けた取組を実施。
- 地元中学生の農業体験学習を行い、農地の維持管理の大切さを次世代に伝える取組を実施。

野中集落協定（仙北市）

協定農地や観光路線沿いへの景観作物の作付を開始。田沢湖を周遊する観光客や、マラソンランナーなどの憩いの場として定着。



【協定農用地】



【そばの栽培】



【ひまわり】

- 協定農地が田沢湖畔を周遊する道路の近くにあることから、観光の魅力向上に繋がるよう転作作物として花きなどを栽培。
- 基礎的な農地や水路・農道の保全管理のほか、協定農地の周辺管理の一環として、マラソン大会に期を合わせたコース付近の草刈りなどを協定メンバーにより実施。

中村集落協定（横手市）

農用地の維持管理・農業生産活動のほか、協定参加の農業法人による農産物の加工等を展開し地域を活性化。



【協定農用地】



【そばの出荷】



【そばの加工・研修施設】

- 共同活動により水路の泥上げや農道の草刈り、補修等の維持管理を実施するほか、多面的機能の保全活動として景観作物の植え付けを実施。
- 法人の協定参加により作業受委託や利用権設定が進み、そばの作付面積が拡大し、乾麺やそば茶など加工や販売も実践し雇用創出にも繋がっている。さらに雪室貯蔵のソバを地元で提供することにより、関係人口の増加にも取り組んでいる。

床舞集落協定（羽後町）

遊休農地の解消のため、検討会を開催し、維持管理の方向性としてそばの栽培を行うことで自己保全農地の減少を図った。



【水路法面の草刈】



【そばの栽培】



【新そばの収穫祭】 - 14 -

- 自己保全農地の解消を目指して、そば栽培に取り組み。自己保全となっている農用地が多かったが、現在は94%以上の農地で作付されている。
- 地元農事組合法人と集落協定等が協力して「収穫祭」を開催。農業者だけではなく、地元の子供や非農家との交流の場にもなっている。

7. 取組全体の所見及び対応方針

成 果

- 農地や水路、農道等の保安全管理
 - ・共同活動により水路や農道の草刈りや補修を行っているほか、耕作できない農地の草刈りや耕起作業を実施し遊休農地の発生防止に取り組まれている。
 - ・また景観作物の作付け、農地と林地の境界を下刈りするなどにより、農村環境の維持に取り組まれている。
- 担い手農家の育成と高付加価値農業の取り組み
 - ・農業法人や認定農業者が参加している集落協定では、水稻作のほか高収益作物等への取り組みがみられ、特にそば栽培への転換が多い中で、乾麺やそば茶の加工販売を通じて、ふるさと納税の返礼品として採用されるなど、付加価値の高い取り組みがみられる。
- 取り組み継続によるコミュニティの維持
 - ・本交付金の取組を継続する中で、共同活動等を通じて集落のコミュニティが維持されている。また小、中学生の農業体験や収穫祭の開催により、集落を越えた地域住民の交流が生まれている。

課 題

- 小規模な集落協定の存続
 - ・令和4年度実施状況調査において、協定農用地が5ha未満の小規模な協定は113協定存在し、協定参加者の平均人数が3.3人となっている。農業者の急激な減少と後継者不足により、今後も取り組みを継続できるかが課題となる。
- 集落協定の体制維持
 - ・第5期中間年評価において、次期対策で廃止の意向を示した56協定のうち、35協定(63%)は「リーダーの高齢化」を理由に挙げている。
 - ・また、就任から8年以上経過している代表者、会計担当者が全体の約60%となっており、組織体制が形骸化していることが課題である。
- 共同活動の継続
 - ・構成員の高齢化や人材不足により、水路や農道の草刈り等の共同活動の継続が課題である。

- 15 -

県の対応方針

- 小規模な集落協定への支援
 - ・集落協定の存続に向けて話し合いが進むよう関係市町村へ働きかけるとともに、隣接した集落協定の統合に向けて、モデルケースを提示する等により検討を進める。
 - ・集落協定によって様々な課題があるため、市町村からの要請に応じて個別の相談活動等を実施する。
- 組織体制のあり方に関する支援
 - ・集落協定において、責任の所在が偏らぬよう、これまでの役員の配置や組織体制の見直しを働きかける。
 - ・特に事務担当者の負担が大きい傾向にあるため、負担軽減を望む集落協定を市町村段階で把握するよう働きかけるとともに、新たな事務担当者として自治会や地域住民が関わる体制づくりを啓発する。
 - ・引き続き、事務受託を希望する者を募集し、集落協定とのマッチングを図る。
- 共同活動の効率化を支援
 - ・人材不足解消や斜面における作業事故を防ぐため、リモコン草刈機等の作業省力化の技術を紹介し、集落協定への普及を図る。

国への要望

- 水田の畑地化に取り組む場合の緩和措置
 - ・本制度の運用にあたり、田の現況地目の判断について適切に判断していく一方で、水田活用の交付金の厳正化に伴い、畑地化した田は畑の傾斜要件を満足せず、本制度の交付対象から除外となる。
 - ・集落戦略やマスタープランを踏まえたうえで、畑地化によって水活交付金から卒業した場合は、当面の間、田としての要件に照らし交付を受けられる等の緩和措置を図る必要がある。
- 予算の安定確保
 - ・本県では約1万haの農地において本制度に取り組んでおり、農地や水路等の保安全管理のほか、高収益作物の栽培から6次産業化等、地域活性化の一助となっている。
 - ・高齢化や後継者不在等の人材不足が顕著となるなかで、今後も集落の活動を維持するためには、共同活動等に対する予算のほか、県や自治体が行う推進活動に係る予算を安定的に確保する必要がある。

- 16 -